

令和7年第3回定例会

厚生常任委員会記録

令和7年9月17日（水）於 第2委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前10時22分

○出席委員（6名）

3番 志村洋子 委員 4番 三浦 行 委員 10番 成田大介 委員
12番 斎藤豪 委員 16番 木村隆洋 委員 23番 石岡千鶴子 委員

○出席理事者（3名）

市民生活部長 佐藤真紀 環境課長 葛西正樹
環境課主幹 竹谷拓

○出席事務局職員（2名）

次長 竹内孝行 書記 田村宣樹

—————†—————◇▷—————†—————

【午前10時00分 開会】

○委員長（成田大介委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第105号 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（成田大介委員） 議案第105号弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤真紀） 議案第105号弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

別にお配りしております資料に沿って御説明させていただきます。

1、概要でありますが、ごみ集積所などから家庭系ごみを持ち去る行為について条例により制限しようとするものであります。

2、改正のねらい・理由につきましては、これまで市民の方より、ごみ集積所などからアルミ缶など、ごみを持ち去る行為について抜本的な対策をしてほしいといった声が寄せられてお

りました。

この持ち去り行為については、一つ目に、個人情報の不正取得によりプライバシーの侵害等のおそれがあること、二つ目に、資源物の持ち去り行為による市民の分別意欲が減退すること、そして三つ目に、一般廃棄物の適正処理の確保という点が主な改正理由であります。三つ目に関しましては、持ち去り行為をした者が、有価物の換価等をした後に、換価できなかつたものを場合によっては不法に投棄するなど、適正な処理を行わない可能性が懸念されるものであります。

3、制限の対象とするものにつきましては、全ての家庭系ごみを対象としております。

4、運用及び罰則につきましては、まず市民の通報等による情報から、市職員が現場に出向き、行為者の特定に努めます。もしも特定できた際には、行為者へ口頭により警告をします。次のステップとして、警告に従わない場合には命令書を発出し、この次に同様の行為を行った場合には罰金が科される旨を文書で伝えます。さらにその次のステップとして、それでも持ち去りの行為をやめず命令違反を繰り返した場合には、弘前警察署と連携し、現場で行為者の身柄を弘前警察署に引き渡すこととなります。持ち去り行為者を特定した際に、すぐに罰金を科すのではなく、このように段階的な運用をすることとしております。

5、罰則を設ける理由といたしましては、条例で持ち去りを禁じている自治体の半数以上は、罰金や過料などの罰則を規定しております。当市においても、実情を考慮いたしますと、持ち去り行為の抑止のためには罰則が必要なものと考えております。

なお、罰金の金額につきましては、罰金などを規定している自治体の8割以上が20万円以下として設定しておりますので、同程度の金額で充分な抑止効果が期待できるものと認識しております。

6、適用年月日につきましては、令和7年11月1日から施行したいとするものであります。

次に、議案について、条例改正箇所を御説明いたします。お配りしております新旧対照表も参考にしながら御覧ください。

まず、新旧対照表では1ページになります、目次に、第8条の2を新設したほか、第7章の罰則の項目を新設するものです。

次に、新旧対照表では2ページになります、第2条に(4)集団回収の定義を新設しております。こちらはもともと一般用語として用いられていたものを、しっかりと定義を定めることとしたものであります。

続いて、新旧対照表では3ページになります、第8条の2を新設しております。この条項は、市の職員やこれから改正を予定している弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する規則で定める者以外による廃棄物の収集等を禁じつつ、市がそれらの行為を行わないよう命令できることを規定しております。

次に、第10条に関しましては、字句の整理を行ったものであります。

続いて、新旧対照表では8ページになります、最後に第7章及び第27条、第28条の罰則規定を新設するものであります。

説明は以上でありますので、御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○4番（三浦 行委員） まず、本条例案が提案された経緯を伺います。

本条例案にあるごみの持ち去り問題について、市民の方からはどのような声があったのか。

また、持ち去りの現状をお伺いします。

○環境課長（葛西正樹） 先ほど御説明いたしましたとおり、個人情報の不正取得によるプライバシーの侵害のおそれを未然に防ぐこと、また資源物の持ち去り行為による市民の分別意欲の減退を防ぐこと、一般廃棄物の適正処理を図ること、これらを今回の条例改正の目的としております。

市民の皆様からは、まさにこうしたことが懸念されるので何とかしていただきたいというような御意見が多かったということで、それを理由に持ち去り行為に対して抜本的な対策を講じてほしいと、これまで多くの町会から繰り返し言わされてきたということが今回の議案提出に至った背景でございます。

持ち去り行為の現状でございますが、記録をつけ始めましたが約20年前、平成15年度から令和6年度末までで延べ200件以上の通報が寄せられております。年平均で大体10件ぐらいの通報が寄せられているという状況ですが、今年度は既に15件の通報が寄せられているということで、少し増えてきているのかなという状況でございます。

○4番（三浦 行委員） 市民からの通報等で、1回目は口頭による警告で、2回目が命令書、3回目が罰金ということです。

市民が通報する場合は、市の環境課なのか、警察なのか。また、取り締まるのは警察になるのか、市の環境課なのか。また、市民が写真を撮ったり直接注意するのは危険が伴うので、車のナンバーや車種等を通報することになりますか。

○環境課長（葛西正樹） 市民の皆様が持ち去り行為を目撃した場合には、警察ではなくて市の環境課に御連絡いただくこととなります。

取締りということであれば、やはり警察ということになりますけれども、市では通報者から車の特徴とかナンバーを聞いて、複数回指導しているケースだということが把握できれば、判断した場合は、弘前警察署と連携して対応に当たるということになります。

あと、やはり市民の方が行為者、相手方に直接コンタクトするというのは、トラブルを引き起こすリスクが伴いますので、今回条例改正するというところも、そうしなくとも当方を通じてしかるべき措置を取れば抑止できるという状況にしたいという意味合いがございましたので条例改正するというものでございますので、連絡先を含めた対処方法について市民の皆様にしっかりと御理解いただけるように周知してまいります。

○4番（三浦 行委員） 本条例案が可決・成立したら、市民への周知はどのように行うのか。広報のほかに、ポスターやチラシ等も考えていますか。

○環境課長（葛西正樹） やはり直接集積所に罰則が設けられたということと禁止行為を見かけた場合は環境課に連絡・通報してくださいというような表示をするのが、一番抑止効果が期待できるのかなというふうに考えております。

このほか、市のホームページやごみアプリなどによる発信、広報ひろさきなどの各種媒体を通じて条例で規制することとしたという旨を周知することや、あとは町会連合会等を通じて市民に広く周知していくということを考えてございます。

○16番（木村隆洋委員） 今、三浦委員の質疑の中で、町会も含めて市民の方からの相談が、記録のある平成15年からで約200件程度、年平均で10件程度というお話をありました。

概算的な、細かい数字ではなくていいので、この200件余りの中で、ほとんどが資源ごみ、先ほど部長の御説明の中でアルミ缶と具体的に出ましたけれども、やはりほとんどが資源ごみ、アルミ缶の持ち去りなのか。極端な話、言い方があれですけれども、ストーカーとか、いろいろなところの中での、完全に個人のものの持ち去りなのか、資源ごみの持ち去りがほとんどな

のか。市として、この20年間、200件程度の苦情の中で、もし大方の推計というか、8割、9割とかと分かっている部分があれば、そこをお知らせください。

○環境課主幹（竹谷 拓） 先ほど説明があったとおり、これまで9割方がアルミ缶です。

あと結構珍しいのは、燃やせないごみとか、あとは大型ごみ。もしかしたら自分で使いたいからといった目的で持ち去っているのではなかろうかというのが1割程度あるというような状況です。

個人情報を抜き取られたとかといったものに関する通報は、今のところ私の知る範囲ではないというふうに認識しております。

○16番（木村隆洋委員） やはりアルミ缶がメインなのかなというふうにも、我々も思っております。

先ほどの三浦委員の質疑の中でもあるのですけれども、やはりこの行為者の特定というのをどうしていくかというのは結構ハードルが高いのかなと。それこそ警察との連携とか、正義感の強い町会長とか、町会のごみの担当の人がいれば、もうその場で言う可能性も高いと思うのですよね。

その行為者の特定というのを、多少重複しますけれども、警察との連携とか、あと町会への周知とか、いろいろな形でここはちょっとハードルが高いと思っているのですが、ここをどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○環境課主幹（竹谷 拓） これまでの記録から、恐らくこの車がまた次はこの日、この地区に現れるだろうということで、ある程度目星をつけて、我々が朝早くから張り込むという物理的な防衛策にはなりますけれども、そこで直接捕まえて、市の職員が個人情報を本人から直接聞き取るというような方法です。

そして、警察に引き渡すのは3回目。2回目も張り込んで、3回目も張り込んで、3回目も来たときにはその場で行為者を捕まえておいて、その場から弘前警察署に連絡すれば現場に駆けつけてくれるということで、弘前警察署のほうとは既に事前に打合せ等は進めておりました。そういう形で運用をするというような流れになります。

○16番（木村隆洋委員） この持ち去り行為、ほぼアルミ缶、資源ごみという中で、やはりそれを買い取る方がいるという、これは法的に制限できないというのは十分理解できる、あくまで民間の普通の行為、法的な制限がない行為ですので、その買取りを市が制限するというのは、かなりハードルが、多分まずできないというか、それは国レベルでも果たしていないので、できるかどうかというのは難しいとは思うのですが、ただ、それを買い取る業者はかなり限定されると思うのですよ。それが市内であろうが近隣、それをわざわざ県外に持っていくということはほぼ想定できませんので、市内もしくは近隣の業者となると、多分、ほぼほぼ皆さんの中では限られているというか。そこでの出口戦略ではないですけれども、買い取らないでくれとはできないけれども、違法行為のものを買い取るのですよということの周知は、やはりそっちもするべきなのかなという、その可能性が高いというか。

なので、今後、これはあくまで持ち去りのところなのですけれども、これをなくするには、違法行為で持ち去ったものを買い取らないような環境をつくっていくというが必要だと思うのですが、その辺について最後、見解をお伺いいたします。

○環境課長（葛西正樹） 確かに出口戦略というか、最終的には買い取らないようにしていくというところは、やっぱり長期的な目標としては重要なところなのかなというふうには認識いたします。

ただ、やはり持ち去り者を特定するのが難しいのと恐らく同じで、最終的にそこで買い取っているのだろうということを推察はできると思うのですけれども、そこははっきり買いましたよねというのを特定するのはちょっと難しいのかなと思いますので、それは今後やはり警察とかを介して、実際に罰金が科せられる人が出てくると、そうするとその事実として、ここに売っているのですねというのが分かってという状態になっていった段階で、どういう対応をしていくのかということをまた検討していくのかなというふうに考えているところでございます。

○12番（齋藤 豪委員） 以前、ごみ出しを監視するというのを町会単位で、腕章をつけて、係の人が決められていた、そういうところは想定しているのでしょうか。

○環境課主幹（竹谷 拓） 恐らく町会から推薦されている市の廃棄物減量等推進員のことかと思うのですけれども、その方々の活動に支障がないよう、規則のほうでは、その方は一応持ち出しできるように、規則のほうできちんと、彼らの活動は制限しないようにしたいというふうに考えております。

○12番（齋藤 豪委員） それこそ、そういう持ち去りする方の特定という部分で、防犯カメラ等は考えておられますか。

○環境課主幹（竹谷 拓） 町会のほうから監視カメラを貸してほしいという要望があれば、在庫に限りがある範囲では貸出しをしておりますので、そこは町会からの御相談に応じて我々も対応させていただくという形にはなります。

○12番（齋藤 豪委員） ありがとうございました。

以前、町会でそういう係になった方は非常に、出してきた方にそういう注意をしたりするのはすごくやりづらいことだという声も聞きました。私もよくペットボトルとかアルミ缶を持ち去る軽トラックとか、そういう方が1人ではなくて2人で来て、一人は運転手で、さっさと積んで、さっさといなくなるというような現場を目撃したこともあります。

やっぱり三浦委員が言ったとおり、こういう条例が変わりますよという周知を徹底していくことによって未然に防ぐ、そういう言いづらい、煩わしい仕事をする人とのトラブルも避けられるように、防犯カメラ等の技術も活用して進めていってもらえばと思います。とにかく周知を徹底してもらえばと思います。よろしくお願ひします。

○23番（石岡千鶴子委員） 罰金の件なのですけれども、20万円以下の罰金ということは、最高額は20万円で、どういうランクづけによって、あなたは5万円だよ、あなたは10万円だよというランクを決めているものなのか。

それから、マスコミでも随分いろいろと報道されているように、海外の方がそういう資源ごみを集めてお金にしているという報道は前からよくあったのですが、やっぱり背景にはそのような方々がうごめいているというニュアンスというか、そういうのは感じておられるのでしょうか。

○環境課長（葛西正樹） 実際の罰金の運用に関しては、このぐらいであれば20万円で、このぐらいであれば10万円でというような詳細に関しては、現段階ではまだ決めてはおりませんで、今後運用していく段階で、他市の例等も参考にしながら、規則等で、内規等で定めていくということになろうかと思います。

先ほどの海外の方というところは、やはり印象的にはそういうふうに持たれていることが多いのかなとは思うのですけれども、実際に日本人の方もそういう行為をしている方はいらっしゃって、必ずしもほとんどが外国人の方だという状況ではないというふうには把握しているところでございます。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時22分 散会】